

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	三好市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city-miyoshi.jp/lifeevent/kosodate.html

執行機関名 三好市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三好市就学援助費交付要綱(平成18年三好市教育委員会告示第3号)による就学援助費交付に関する事務
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第十四の項 三好市就学援助費交付要綱(平成18年三好市教育委員会告示第3号)による就学援助費交付に関する事務であって交付決定に係る事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	三好市就学援助費交付要綱(平成18年三好市教育委員会告示第3号) 第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し就学援助費(以下「援助費」という。)を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		三好市就学援助費交付要綱(平成18年三好市教育委員会告示第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	三好市就学援助費交付要綱(平成18年三好市教育委員会告示第3号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	三好市就学援助費交付要綱による就学援助費(ただし医療費は除く。)の申請に関する事務であって審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	三好市就学援助費交付要綱(平成18年三好市教育委員会告示第3号) 第5条第2項第2号、第3号、第10号
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該届出を行う世帯全員の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 ロ	三好市就学援助費交付要綱(平成18年三好市教育委員会告示第3号) 第2条第1項、第2項、第3項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う世帯の住民票に記載された住民票関係情報
備考		